（水利調整室並びに水政企画官、法務調査官及び河川利用企画調整官）

第五十八条　（略）

２・３　（略）

４　水政企画官は、命を受けて、水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５　法務調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案の企画及び立案に必要な調査に関すること（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

６　（略）

（河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官）

第六十条　（略）

２・３　（略）

４　流水管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第七条第一項に規定する河川管理者事業計画に関すること。

四～六　（略）

５　（略）

６　水防企画室は、水防に関する事務（水政課及び下水道事業課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７　（略）

８　河川環境保全企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水管理・国土保全局の所掌に係る環境の保全に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（上下水道企画課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

９　水防企画官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）で水防活動の円滑な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

10　水防調整官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）で水防に係る組織に対する支援に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。

（上下水道国際室並びに上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官）

第六十一条の二　上下水道企画課に、上下水道国際室並びに上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

２　上下水道国際室は、水道及び下水道に関する国際協力に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（水利調整室並びに水政企画官、法務調査官及び河川利用企画調整官）

第五十八条　（略）

２・３　（略）

４　水政企画官は、命を受けて、水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（下水道部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５　法務調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案の企画及び立案に必要な調査に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

６　（略）

（河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官）

第六十条　（略）

２・３　（略）

４　流水管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の施行に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

５　（略）

６　水防企画室は、水防に関する事務（水政課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官並びに下水道部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７　（略）

８　河川環境保全企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水管理・国土保全局の所掌に係る環境の保全に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

９　水防企画官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課及び下水道部の所掌に属するものを除く。）で水防活動の円滑な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

10　水防調整官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課及び下水道部の所掌に属するものを除く。）で水防に係る組織に対する支援に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。

（新設）